

(審査案件100号)

答 申

第1 審査会の結論

長野県知事が行った別表の「公文書の名称」欄に記載の公文書の情報に係る一部公開決定は、診断実施者名（一級建築士氏名）、一級建築士番号及び法人印の印影は公開すべきであるが、その他の部分を非公開としたことは妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 平成29年8月23日及び同年9月5日、審査請求人は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。）に基づき、別表の「公開請求の内容」欄に記載の内容で公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成29年9月6日及び同年9月19日、長野県知事（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求に対して、別表の「非公開理由」欄に記載の理由により一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 3 平成29年11月15日、審査請求人は本件実施機関に対し、本件決定で非公開とした部分の一部を公開することを求め、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び意見書で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 税金で行われる県の事業に関わっている診断士は、公務員と同じ立場であり、診断士に係る情報は公開すべきである。また、耐震診断は1社のみで行われたことから、責任の所在を明確にさせるため、診断実施者の氏名、一級建築士番号、診断実施者個人の印影、試験者¹名、試験者個人の印影、試験者個人が識別できる写真及び

¹ 本答申では、建築士以外で特定建築物（第5の1参照）の耐震診断に関する各種数値や強度を試験した者のことを指す。

区分所有権の買い取り金額を公開すべきである。

- 2 法人の印影は公表時に悪用されないように工夫すればいいだけのことで、非公開とすることが問題である。請け負った業者には県税から費用が支払われていることから、印影が公開されていないのは無責任である。
- 3 区分所有者に支払われる買い取り金額は、税金から支払われるため公開すべきである。テナント側が立ち退くことで区分所有者に支払いが行われていることから、テナント側も金額について知る権利がある。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が理由説明書及び意見陳述で行った主な主張は、次のとおりである。

- 1 診断実施者は条例第7条第2号ただし書きに規定されている「公務員等」には該当せず、非公開とした情報は、特定の個人を識別できる内容であり、公開することで個人の権利利益を侵害するおそれがあるため非公開としたことは妥当である。
耐震診断は県と法人との契約に基づくものであり、法人に関する情報は公開可能と考えるが、その法人に勤務している者の情報については公開できないと考えられる。
- 2 法人印・法人代表者印ともに、印影を公開することにより、悪用されるなど当該法人の権利や競争上の地位などを害する可能性のある情報であり、非公開としたことは妥当である。
- 3 買い取り金額は、県と区分所有者の二者間の契約に基づいて支払われているものであり、区分所有者の収入という点で個人情報と考えられる。買い取り金額の内訳も、相手方との交渉の結果であり、個人情報に該当すると考えている。

第5 審査会の判断理由

- 1 本件請求に係る公文書について
審査請求人が一部をテナントとして借り受け、本件審査請求に関わりのある建築物（以下「特定建築物」という。）は長野県により建設された県営住宅であり、居

住部分は長野県が所有し、テナント等が入る商用部分は建設後に売却され、個人等による区分所有となっている。平成19年度に長野県が耐震診断を行ったところ、耐震性が不足していることが判明し、特定建築物の取り壊しが決定している。取り壊しの実施にあたり、長野県は商用部分の区分所有者の理解を得て、区分所有権を買い取り、建物全体を県の所有とした上で、取り壊す予定となっている。

審査請求人は、特定建築物の耐震不足の理由や原因が分かる資料及び区分所有者に支払われる金額や理由が分かる資料を求め本件請求を行っている。

2 条例第7条第2号該当性について

本件実施機関は、本件請求で特定された公文書に記録された情報のうち、診断実施者名（一級建築士氏名）、一級建築士番号、診断実施者個人の印影、試験者名、試験者個人の印影、調査状況写真のうち試験者の顔が判別できる部分、区分所有権の買い取り金額及びその内訳について、条例第7条第2号該当を理由に非公開としており、その妥当性について以下検討する。

(1) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、個人の権利利益の保護を図るため、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を非公開情報として規定している。

また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」も非公開情報として規定している。これは、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公開すれば財産権その他の個人の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるものがあるからである。

もともと、上記個人識別情報であっても、一般に公開されている情報については、あえて非公開情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、本号ただし書のアにおいて非公開情報から除いている。さらに、当該個人が公務員である場合において当該情報とその職務の遂行に係る情報である場合は、公務員としての職務活動を説明する責務が全うされるようにすべきとの観点から、本号ただし書のウにおいて非公開情報から除いている。

(2) 本件公文書の条例第7条第2号該当性について

ア 診断実施者名（一級建築士氏名）及び一級建築士番号について

これらの情報は、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であつて、

特定の個人を識別できるものである。本件実施機関は、耐震診断は県と法人が契約したものであり、法人に関する情報は公開できるが、その法人に勤務している者の情報については公開することはできないと説明している。

しかし、一級建築士氏名と建築士番号は、都道府県ごとに設置されている建築士協会等において、氏名及び建築士番号が記載された一級建築士名簿により閲覧に供されている。加えて、建築基準法の規定により一般の閲覧に供されている建築計画概要書にも、設計を行った建築士の氏名及び建築士番号が記載されている。これらを踏まえると、一級建築士氏名及び建築士番号の情報は、広く一般に公にされているものであり、非公開として保護すべき必要性に乏しいものと考えられ、本号ただし書きのアに該当し、公開すべきである。

イ 診断実施者名（一級建築士氏名）及び建築士番号以外の情報について

これらの情報のうち、試験者の氏名や個人の印影及び顔が判別できる部分は、公開されることになれば直ちに個人を特定できること、また、区分所有権の買い取り金額及びその内訳は、当該個人の収入に関わる部分であることから、条例第7条第2号に規定する「特定の個人を識別できる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」であるといえる。

これらの情報は、法令等の規定や慣習として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められず、また、耐震診断を行った法人に勤務する者は、条例に規定する公務員等に該当するとは認められない。よって、これらの情報は、同号ただし書きのアからウのいずれにも該当しないことから、本件実施機関が個人に関する情報として非公開としたことは妥当である。

3 条例第7条第3号該当性について

本件実施機関は、本件請求で特定された公文書のうち、法人印及び法人代表者印の印影について、条例第7条第3号に該当することを理由に非公開としているため、その妥当性について、以下検討する。

(1) 条例第7条第3号について

条例第7条第3号では、法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（以下「法人不利益情報」という。）は非公開とする旨を規定している。「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等の法人の事業運営上の地位が広く含まれるものであり、「害すると認められる」かどうかの判断に当たっては、権利利益の内容、性質等に応じ、法人と行政との関係等も十分考慮して適正に判断する必要がある。

したがって、法人不利益情報に該当するか否かは、法人に関する情報の内容に即して、個別具体的に判断されるべきである。

なお、法人不利益情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」については、本号ただし書の規定により公開されるものである。

(2) 本件条例第7条第3号該当性について

ア 法人印の印影について

法人印は、見積書や請求書、領収書など日常的な取引において用いられるなど、法人が事業活動を行う上で広く利用されるため、その印影は公にされているものと考えられ、当該印影が法人不利益情報に該当するとは認められないため、公開すべきである。

イ 法人代表者印の印影について

法人の代表者印は、商業登記法（昭和38年法律第125号）第20条により登記所において登録を義務づけられ、登録された法人代表者の印鑑は、取引において、個人の実印と同様に、文書の真正性を担保する効力を有するものとして取り扱われている。このことを前提に、法人の代表者印は、重要な取引など限られた場面で利用されており、その印影も広く世間に公開されているものとは認められないことから、法人の内部管理情報として取り扱われるべきものである。

したがって、当該印影は、当該法人の権利競争上の地位その他正当な利益に関わるものであり、当該印影を法人不利益情報に該当するとして非公開とした本件実施機関の判断は妥当である。

4 その他の審査請求人の主張

審査請求人のその余の主張については、本件決定とは関係がなく、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査経過

平成29年11月22日	諮問
12月11日	審議
平成30年1月9日	理由説明書受領
2月7日	審議
3月23日	審議
4月26日	意見書受領
5月16日	審議
6月19日	実施機関からの意見聴取
8月1日	審議
10月9日	審議
11月12日	審議
12月19日	審議終結

(別表)

番号	公開請求の内容	公文書の名称	非公開部分	非公開理由
1	<p>【平成29年8月23日請求】</p> <p>特定建築物の耐震不足による資料がない為平面図、立面図、構造図、構造計算書、建築診断士による調査書</p> <p>①なぜ県が買い取り金を税金から分譲した区分所有者に出すのか</p> <p>②耐震不足の原因が分かる資料</p>	耐震診断報告書の耐震診断結果	<ul style="list-style-type: none"> ・診断実施者名(一級建築士氏名) ・一級建築士番号 ・診断実施者の印影 ・試験者名 ・試験者の印影 ・調査状況写真のうち試験者の顔が判別できる部分 	<p>○条例第7号第2号該当 左記情報は個人に関する情報、もしくは他の文書と照合すると特定の個人を識別することができる情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にもあたらない。</p> <p>○条例第7号第3号該当 左記情報は法人の内部管理情報に関する情報であって、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>
2	<p>【平成29年9月5日請求】</p> <p>特定建築物の買い取り各々(平均金額及び総額)区分所有者○○所有部分に支払われる買い取り予定金額</p> <p>税金からの支払いのため公開を希望する</p>	買取り金額案	「2 買取り金額の算出」のうち①～③の題目及び金額に関する情報	○条例第7号第2号該当 左記情報は個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にもあたらない。

※この別表は本件請求で特定された公文書のうち、今回の審査請求に係るもののみ記載している。